

## 鳥取市令和の米増産緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市令和の米増産緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、国内における米不足及び米価上昇の影響から、市内における主食用米の生産意欲が高まっている一方、農業機械等の価格高騰等の影響から、規模拡大による米増産に踏み切れない農業経営体も多く見受けられることから、今後主食用米の生産拡大を志向する多様な農業経営体に必要な機械導入を緊急的に支援し、市内産米の生産力増強及び将来を担う基幹的な担い手の育成を図ることを目的として交付する。

### (補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げるものとする。

### (補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第2欄に掲げる者とする。

### (補助対象経費)

第5条 本補助金は、別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、予算の範囲内で交付する。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、年度途中で補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第12条 補助事業者は、取得財産等について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第3号）その他関係書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項の規定に基づき作成し、整備し、及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(事業実施状況報告)

第13条 補助事業者は、実施状況報告を、鳥取県令和の米増産緊急支援事業実施要領（令和7年7月2日付第202500086517号鳥取県農林水産部長通知）別紙様式3により、令和8年7月末日までに報告するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月2日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 対象事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象経費上限額
<p>本事業は、次の項目を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 令和6年度を基準とし、主食用米作付面積を令和8年度までに20%以上拡大する計画であること。なお、共同体（集落営農組織の要件を満たさない市内在住の農業者で構成する共同体をいう。以下同じ。）及び集落営農組織については、構成する農業者の主食用米作付面積の合計値で算出すること。</p> <p>(2) 主な農業機械の導入にあっては、作業面積等が農業機械導入計画書に定めた利用規模の下限を満たすよう努め、その他の機械の導入にあっては、作業面積等に沿った能力の機械とし、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること。</p>	<p>市内に営農拠点を有している個人、法人、集落営農組織等及び共同体とする。</p>	<p>主食用米の作付面積拡大に必要なとなる農業機械及び設備の導入に要する経費とする。ただし、次のものを除く。</p> <p>(1) 軽トラック等の汎用性がある車両</p> <p>(2) 車庫等の導入機械の保管等を目的とする施設</p> <p>(3) 農業用機械及び設備の導入にあっては、導入に要した経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）が10万円未満のもの</p>	<p>1/2</p>	<p>個人 15,000千円</p> <p>法人及び集落営農組織等 21,000千円</p>

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度 鳥取市令和の米増産緊急支援事業  
事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業実施主体名

2 事業実施方針

3 事業の内容

種目・項目	数量	単価	金額	備考
(仕様： )		円	円	
合 計			円	

(注) 1 種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械の名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。

2 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国、県又は市が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙に融資の内容を記載して添付すること。

4 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳		備考
		市町村費	その他	
	円	円	円	
合 計				

5 収支予算（決算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 事業完了（予定）年月日

7 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由  
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

8 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

9 消費税の取扱い

（ 一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 ）

10 融資担保の有無（有・無）

※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国、県又は市が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、別紙に融資の内容を記載して添付すること。

11 添付資料等

(1) 鳥取県令和の米増産緊急支援事業実施要領第7に定める事業実施計画（申請時のみ）

(2) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）

(3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、事業実施計画に掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料

(4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由書」

(5) 実績報告時には、事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）

(6) その他、農林水産部長が別に定める書類

様式第1号 別紙（第6条、第9条関係）

種目・項目	鳥取市令和の米増産緊急支援事業費補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

年 月 日

鳥取市長 様

住 所  
事業実施主体 氏 名  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取市令和の米増産緊急支援事業費補助金について、鳥取市令和の米増産緊急支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 円
- 5 添付資料  
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類  
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）  
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第2号 別紙（第9条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

- 7 6の計算方法や積算の内訳  
 (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

- (2) 課税売上割合 %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第3号（第12条関係）

財産管理台帳

地区・事業主体名			事業実施年度				交付された補助金名							
事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
実施年度	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
								市町 村費	その 他					
合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。